

かながわボランティア活動推進基金 21・協働事業負担金 平成 30 年度実施 特定課題枠の「課題」を募集します

県では平成 13 年度に「かながわボランティア活動推進基金 21」（以下「基金 21」という。※1）を設置し、ボランティア活動を支援してきました。

平成 28 年度から、基金 21 のメニューの一つである協働事業負担金（※2）に県がボランティア団体等と協働して対応を図るべき喫緊の地域課題（以下「課題」という。）を庁内から募集し、事業を実施する「特定課題枠」を設けました。

今回、平成 30 年度の事業実施に向け、この特定課題枠の「課題」の募集を行いますので、積極的な提案をお願いします。

※1 基金 21 の 4 つの事業

①協働事業負担金

※2を参照

②ボランティア活動補助金

地域課題の解決のため、ボランティア団体等が単独で取り組む事業に補助する事業

③ボランティア活動奨励賞

他のモデルとなるような活動で継続発展が期待できる活動に取り組んでいるボランティア団体等を表彰する事業

④ボランティア団体成長支援事業

ボランティア団体が自立的かつ安定的に活動できるよう、県が中間支援組織等にその支援を委託する事業

※2 協働事業負担金

（対象事業）

地域社会にとって必要な公益的事業で、ボランティア団体等と県とが対等な立場でパートナーシップを組んで行えば一層の効果が期待できると考えられる事業

（限度額・期間）

上限 1,000 万円／年 最長 5 年間（年度ごとの審査あり）

（対象者）

県内で活動を行っている次のボランティア団体等

- ・ 特定非営利活動法人
- ・ 一般（公益）社団法人
- ・ 一般（公益）財団法人

※基金 21 の条例改正により、ボランティア団体等に一般（公益）社団法人及び一般（公益）財団法人が加わりました。（平成 29 年 4 月 1 日施行）

- ・ 任意団体
- ・ 個人

（事業の募集）

一般部門：分野の限定なし 特定課題枠：課題に対応する事業

（実施事業の決定）

県の附属機関である「神奈川県ボランティア活動推進基金審査会」（以下「審査会」という）への諮問、答申を経て決定

協働事業負担金「特定課題枠」の概要

1 事業スキーム

- (1) 課題の設定及び事業の提案募集
県がボランティア団体等と協働して対応を図るべき喫緊の地域課題を庁内から募集し、審査会への諮問・答申を経て、毎年設定する。設定された課題を解決するための事業の企画提案をボランティア団体等から募集し、県との協働により実施する。
- (2) 負担金交付額（1件あたり）
上限1,000万円／年 基本3年 最長5年
- (3) 効果検証
制度開始3年目（H31）に制度の効果検証を実施（必要に応じて見直し）

2 特徴

- (1) 庁内提案に基づき課題を設定するため、県が主体的に事業に関わることができる。
- (2) 課題の募集から協働事業の実施まで約1年のため、スピード感のある事業実施が可能
- (3) 課題は多分野にわたる県政課題として設定するため、ボランティア団体等の自由な発意が活かされた事業提案を募ることができる。
- (4) 新規事業枠として毎年度3千万円を確保（予定）するため、ボランティア団体等と協働して、新たに実施しようとする事業に活用できる。
- (5) 毎年、複数の課題を設定するため、部局横断的な課題や、中長期で取り組むべき課題に柔軟に対応できる。

3 募集内容

- 募集する課題は、神奈川県内において、県とボランティア団体等とが協働し、課題解決を図ることが特に期待される地域の課題です。（事業実施は平成30年度）
- 緊急性や広域性のある課題、市民目線に立った社会的ニーズの高い課題、行政では未だ十分な取り組みが行われていない課題を積極的に提案してください。
- 平成28年度に提案済みの課題でも、採択の有無に関わらず、再提案することができます。

（参考）平成28年度の特定課題と、事業提案件数・審査通過件数の状況

課題（テーマ）	提案所属	ボランティア団体等からの事業提案件数	書類審査通過件数	プレゼン審査通過件数
子どもの貧困対策	子ども家庭課	3	0	0
地域における障害者スポーツの普及促進と「かながわパラスポーツ」の推進	スポーツ課 特別支援教育課 生涯学習課	1	1	1
生活困窮者の自立支援ネットワークの形成	生活援護課	2	1	1
空き家の利活用など住宅地のエリアマネジメントによる地域の魅力の向上・創出	住宅計画課	7	3	1

4 募集期間等

- (1) 募集期間
平成 29 年 2 月 20 日（月）～3 月 17 日（金）
- (2) 提出書類
課題に関する提案書（第 1 号様式）
※参考資料を A 4、4 枚以内としてください。
- (3) 提出先
NPO 等との協働推進者（各局等の企画調整担当課長等）

5 留意点

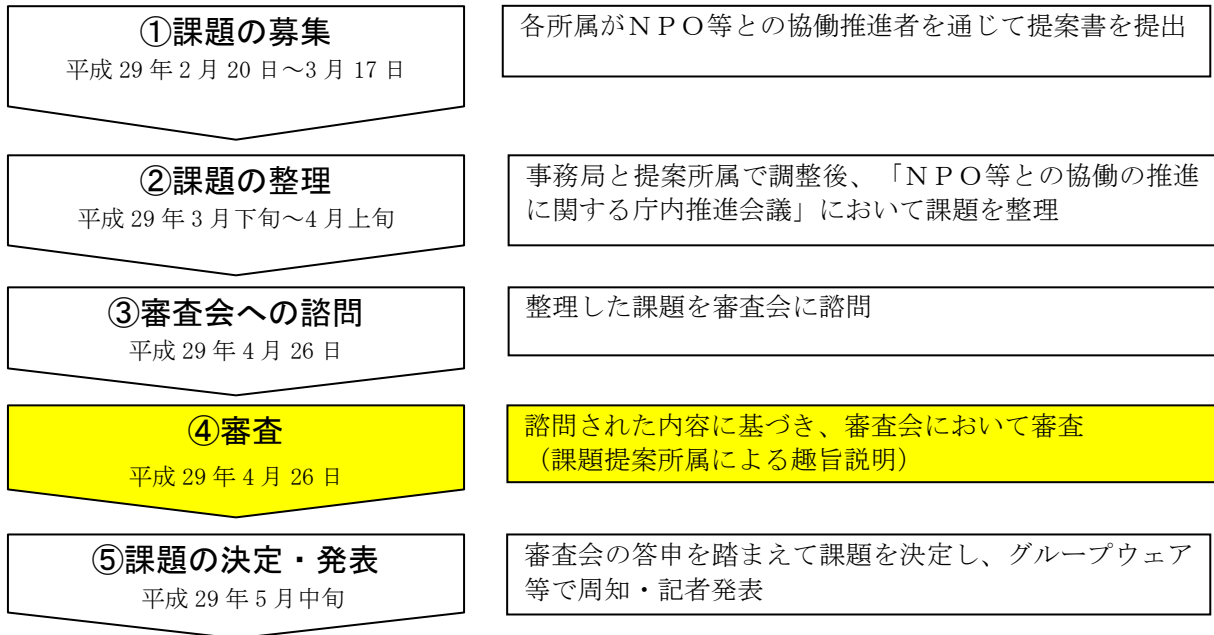
- ・ 協働事業において、ボランティア団体等は、県の下請けや委託先ではなく、事業を共に創り上げる「対等なパートナー」であることに留意してください。
- ・ 課題は事業内容ではなく、社会的な解決を必要とする「テーマ」を記入してください。
(事業の具体的な企画提案は、課題の設定後、ボランティア団体等から募集します。)
- ・ 課題を提案した所属には、審査会において趣旨説明を行っていただきます。
(複数の所属から類似の課題提案があった場合の説明方法等は、別途調整します。)
- ・ 課題提案所属においては、課題決定後、ボランティア団体等に、積極的に情報を提供していただくようお願いします。また、課題の決定に係る記者発表を予定していますので、ご協力をお願いします。
- ・ ボランティア団体等への募集説明会（7 月頃）の際に、課題提案所属に、課題の趣旨説明等をお願いする場合がありますので、ご承知置きください。

6 課題の決定

- (1) 提案された課題は、事務局（NPO 協働推進課）と提案所属で調整後、各局等の企画調整担当課長等で構成する「NPO 等との協働の推進に関する庁内推進会議」で整理し、審査会に諮問します。なお、審査会で修正意見が出される場合があります。(その場合は、文言の調整等をさせていただくことがあります。)
- (2) 審査会の答申を踏まえて課題を決定し、グループウェア等を通じて各局等に周知します。

7 特定課題の選定から協働事業の選定までの流れ

■ 特定課題の選定（事務局：NPO協働推進課）



■ 協働事業の選定（事務局：かながわ県民活動サポートセンター）

